

評価会議における評価の進め方

1 評価の対象

「千葉県水道局中期経営計画 2011」に定める基本目標 1～5 に位置付ける主要施策

- ・基本目標 1、2 ……9月2日（月） 13：30～16：30
- ・基本目標 3^{*}、4、5 ……9月3日（火） 13：30～16：30

※基本目標 3 については 3 日に評価を行う予定ですが、進捗状況によっては 2 日に繰り上げます。

2 評価の進め方

施策評価調書（主要施策別）（様式－1）及び施策評価調書（基本目標別）（様式－2）を使用して、基本目標ごとに評価を行います。

具体的には、基本目標ごとに、施策及び取組の達成状況や内部評価の結果について、水道局から説明を行い、内部評価の妥当性について評価を行います。

なお、時間の都合上、水道局から事前説明する施策及び取組は、基本目標ごとに抽出した以下の主要施策等とさせていただきます。

〔基本目標 1〕

主要施策（2）安全で良質なおいしい水の供給

〔基本目標 2〕

主要施策（4）次世代への技術の継承

〔基本目標 3〕

主要施策（6）緊急時における水融通体制の確保

〔基本目標 4〕

主要施策（7）環境対策の推進

〔基本目標 5〕

主要施策（8）人材の確保と育成

施策評価調書（基本目標別）（様式－2）の「外部評価会議委員の評価」欄及び「外部評価会議委員の主な意見」欄については、事務局において記載し、後日、委員による確認を求めるものとします。

〔当日の進め方〕

- (1) 事務局から、「資料5 内部評価結果について」により全ての基本目標に係る内部評価結果の概要を説明します。
- (2) 事務局から、「資料6 施策評価調書」(様式-2)により基本目標1に係る内部評価結果の概要を説明します。
- (3) 個別の主要施策について、以下の①～③の手順により進めます。
 - ① 抽出して説明する主要施策
 - ア 施策主務課長から「資料6 施策評価調書」(様式-1)により取組内容及び内部評価結果等を説明します。
 - イ 意見や質疑が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答します。
 - ウ 意見交換・質疑応答
 - ② 上記①以外の主要施策
 - ア 意見や質疑が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答します。
 - イ 意見交換・質疑応答
 - ③ 全ての主要施策の質疑終了後、基本目標1の全体について、内部評価の妥当性について各委員が評価(A:妥当である、B:概ね妥当である、C:不十分である)を行います。
- (4) 基本目標2以降の評価についても、上記(2)及び(3)と同様の手順により行うものとします。